

塩竈市水道事業契約規程に係る契約保証金免除取扱い要領

1. 目的

本要領では、塩竈市水道事業契約規程（昭和42年水道部庁訓第2号）第4条第3項に規定する契約保証金の免除に係る取扱いについて定めるものです。

2. 第3号関係

(1) 「過去2年間」とは、対象案件の入札をしようとする日（以下「開札日」という。）を基準とし、開札日から過去2年間に履行実績の対象とする案件の契約終了日が含まれていることとする。

なお、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、開札日から過去2年間に1年以上の期間で履行されている場合に限り、その契約を実績と認めることとする。

ケース	(R5.10.1)		(R6.10.1)		開札日 (R7.10.1)
	← 開札日から過去2年の期間 →				
通常①	R5.4.20 □	R6.1.31 ▨			
通常②			R6.4.20 ▨	R7.3.20 ▨	
通常③	R5.4.20 □	R5.9.30 対象外			
通常④				R7.4.20 ▨	R8.1.20 □ 対象外
長契①	R5.1.20 □	R6.3.20 ▨			
長契②	R5.1.20 □	▨			R8.1.20 □ 対象
長契③			R6.8.20 対象	▨	R8.3.20 □
長契④				R7.4.10 対象外	▨
					R8.7.30 □

(2) 「地方公共団体その他の公法人」とは、都道府県や市町村等のほか、独立行政法人、国立大学法人等の国または地方公共団体が設立した公共の利益を目的として活動する法人とする。

(3) 「種類及び規模をほぼ同じくする」とは、①及び②を満たす場合とする。

①「種類」がほぼ同じとは、塩竈市入札参加資格名簿における登録業種（部門）が同一の場合とする。なお、一般競争入札においては、本契約の公告の際の業種とし、指名競争入札及び随意契約においては、本契約の入札指名者選定の際の業種とする。

②「規模」がほぼ同じとは、履行実績の対象とする案件の契約金額(変更契約後の金額)が、これから受注しようとする案件の契約金額の70%以上(1円未満切り捨て)となる場合とする。なお、単価契約における契約金額は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額とし、長期継続契約の場合にあっては、各年度の支払額又は支払予定額のうち最高額を契約金額とみなすものとする。

(4)「数回以上」とは、2回以上とする。

なお、長期継続契約においては、開札日から過去2年間に1年以上の期間で履行されている場合は、履行された期間1年ごとに1回の履行があったものとする。

(5)「誠実に履行」とは、契約どおりに履行が完了していれば、誠実に履行されたものとする。ただし、当該契約の履行に関連して本市の指名停止又は文書警告が行われた場合にあっては、誠実に履行されたものとは認めない。

(6)本条における契約金額、契約単価、支払額、支払予定額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

3. 第4号関係

「契約金額」は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

【参考】塩竈市水道事業契約規程第4条

(保証金)

第4条

2 管理者は、次の各号の1に該当する場合は、入札保証金を免除することができる。

(1) (略)

(2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 管理者は、次の各号の1に該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を免除することができる。

(1) 契約の相手方保険会社との間に市を被保険者とする契約履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 前項第2号に該当するとき。

(4) 指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において契約金額が1,000,000円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払い代金が即納されるとき。

(7) 工事請負契約を締結する場合において、契約金額が5,000,000円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 賃貸借契約を締結する場合において、履行期間が二以上の年度にわたり、各年度分の業務の履行の確認が容易であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(9) 物件供給契約又は単価契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。